

《 障害者虐待発見チェックリスト 》

あなたの周りにこのような方いませんか？

虐待をしていても本人にその自覚のない場合や、虐待されていても障害者自らSOSを訴えないことがあります。

小さな兆候を見逃さないことが大切です。もしかして…？と感じたら勇気をもって通報してください！

■身体的虐待のサイン

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮等に傷がある
- お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある
- 急に怯えたり、怖がったりする
- 「こわい」「いやだ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷や痣の説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような恰好をする
- 怯えた表情をよくする。急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

■性的虐待のサイン

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急に怯えたり、怖がったりする
- 周囲の人の体に触るようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談をするのを躊躇する
- 寝れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

■心理的虐待のサイン

- かきむしり、かみつぎ等、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等がみられる
- 身体を委縮させる
- 怯える、喚く、泣く、叫ぶ等のパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障がい（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無気力、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

■放棄・放置のサイン

- 身体から異臭がする、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシャツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても受診した様子がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

■経済的虐待のサイン

- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 家族が本人の年金を管理し、遊びや生活費に使っているように思える

●身体的虐待の具体例

- ① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為**
 - 平手打ちにする、つねる、殴る、蹴る、火傷、打撲をさせる
 - 刃物や器物で外傷を与える
- ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為**
 - 本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする
 - 本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。
- ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず障害者を乱暴に取り扱う行為**
 - 医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する
 - 移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事や飲み物を口に入れる
- ④ 正当な理由のない身体拘束**
 - 柱や椅子やベッドに縛り付ける。医学的判断に基づかない投薬によって動きを抑制する。ミトンやつなぎ服を着せる。
 - 外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。

●性的虐待の具体例

- ① あらゆる形態の性的な行為又はその強要**
 - キス、性器等への接触、性交
 - 性的行為を強要する
 - 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
 - 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままに放置する。
 - 人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする
 - 性器を写真に撮る、スケッチをする
 - わいせつな映像や写真を見せる
 - 更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、撮影をする
 - 本人の前でわいせつな言葉を発する。

●心理的虐待の具体例

- ① 脅しや侮辱等の言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること**
 - 排泄の失敗、食べこぼし等において障害に伴う言動等を嘲笑したり、それを人前で話す等により、障害者に恥をかかせる
 - 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
 - 人格をおとしめるような扱いをする
 - 話かけているのに意図的に無視する
 - 本人の尊厳を無視して、トイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする
 - 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する
 - 家族や親族、友人等との団らんから排除する

●放棄・放置の具体例

- ① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介助や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、障害者の生活環境や障害者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。**
 - 食事や水分を十分に与えない、食事の著しい偏りによって栄養状況が悪化している
 - 室内にごみを放置する、掃除をしない、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる
- ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障害者が必要とする医療・障害福祉サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。**
 - 病院の受診や必要な福祉サービスを受けさせない・制限する
- ③ 同居人等による障害者虐待(身体的虐待や心理的虐待等)と同様の行為を放置する**

●経済的虐待の具体例

- ① 本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。**
 - 年金や賃金を渡さない
 - 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
 - 本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する
 - 事業所、法人に金銭を寄付・贈与するように強要する
 - 決められた給料・最低賃金を払わない。給料の支払いを遅らせる。不明な金銭を給料から天引きする。

表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要があります！